

倫理規程の改正箇所および要旨について

秋田県小学生バレーボール連盟

倫理規程適用事案の処理に当たり、よりの確かかつ円滑に運用することが可能となるよう次のとおり一部改正するものです。

第1 改正箇所および要旨

- 1 第3条の見出しの「順守事項」を「違反行為の禁止」に改める。
 - ・第2項以降では、順守事項でもあり、禁止事項である違反行為を列挙して規定していることから適切な文言に訂正した。
- 2 第3条第3項中「永久追放された者」を「永久追放された者および活動停止の処分を受けその期間中の者」に改める。
 - ・永久追放された者との活動制限は明記されていたが、一定期間内の活動停止処分を受けた者とのが含まれていなかったことから不備があり、その要件を規定した。
- 3 第4条第2項中「違反行為の事実を知り得た場合には、」の次に「理事長、倫理委員長および当該事案に係る地区小連理事長等（以下調査担当者という。）が連携し必要な調査を実施した上で、」を加える。
 - ・事案の調査担当者および倫理委員会が実態を把握するために必要な準備要件を規定した。
- 4 第4条第3項中「前条第2項の違反行為の事実が当事者の故意と言えない場合や軽微な場合は、当事者への注意又は警告にとどめるが、それでも、当該違反行為の継続や他の違反行為の事実が認められた場合は、」を「倫理委員会は、調査担当者から違反行為の概要について報告を受け、」に、「事案の処理にあたり、倫理委員会において処分の決定を行う」を「その処理にあたり、別記「秋田県小学生バレーボール連盟関係者処分基準」に基づき、前条第2項から第4項の違反行為に対する処分を決定するものとする」に改める。
 - ・故意と言えない場合や軽微な違反行為については、当該処分基準により判断できることから、条文から削除した。また、違反行為に対する処分内容の判断および決定は、倫理委員会の任務であることを明確に規定した。
- 5 第6条第1項中「違反行為に及ぶおそれがあると認める場合は」を「第3条第2項から4項の違反行為を行った県小連関係者に対して、倫理委員会により決定された処分を命ずることができる。また、県小連は、県小連関係者がそれらの違反行為に及ぶおそれがある事象を感知した場合」に改める。

- ・処分の実施権限機関を明確に規定するとともに、違反行為の兆候を察知した場合の対処を規定した。
- 6 第6条第2項中「処分を決定」の前に「前項前段の」を加え、「当事者の弁明の機会を設定する」を「違反行為者に弁明の機会を設ける」に改める。
 - ・被処分者の権利に係る文言を明確かつ適切にした。
 - 7 第6条第3項を削る。
 - ・第4条第3項に倫理委員会の任務を規定したことにより重複したことから、削除した。
 - 8 第6条第3項中「法令」の前に「関係する」を、後に「等」を加える。
 - ・文言を適切な表現となるように修正した。
 - 9 第6条第4項中「処分の決定通知は」の「通知」を削除する。
 - ・文言を適切な表現となるように修正した。

第2 別記の改正箇所

別記表9見出し「表9 永久追放された者との活動行為」を「表9 永久追放された者等との活動行為」に改め、別記表9中左欄「永久追放された者」の次に「および活動停止の処分を受けた期間中の者」を加える。

- ・改正倫理規程第3条第3項との整合性を図った。